

静岡県公立大学法人有期雇用職員賃金規程

平成19年4月1日 規程第16号

改正 平成20年4月1日、平成21年3月30日、平成21年10月1日
平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則(平成19年規則第17号。以下「有期雇用職員就業規則」という。)第19条の規定に基づき、静岡県公立大学法人に勤務する有期雇用職員の賃金に関する事項を定めることを目的とする。

(賃金の決定)

第2条 理事長は、この規程に定めるところにより、有期雇用職員の賃金を決定しなければならない。

(賃金の形態)

第3条 有期雇用職員の基本賃金は、時間給制、日給制、月給制のいずれかとし、個別の労働契約により定める。

(諸賃金)

第4条 諸賃金は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 時間外勤務手当相当賃金
- (2) 休日勤務手当相当賃金
- (3) 通勤手当相当賃金
- (4) 特別賃金

(基本賃金の減額)

第4条の2 第3条の基本賃金が月給制又は日給制により支払われる場合において、有期雇用職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第5条の3に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額を減額して基本賃金を支給する。

- (1) 有期雇用職員就業規則第29条において準用する勤務時間規程第12条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）である場合
- (2) 有期雇用職員就業規則第26条第2号又は第3号に規定する休日（有期雇用職員就業規則第28条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等及び年末年始の休日等」という。）である場合
- (3) 有給休暇による場合
- (4) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則（平成19年細則第1号）第26条の規定に該当する場合

(時間外勤務手当相当賃金)

第5条 正規の勤務時間（有期雇用職員就業規則第24条第2項の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条の2に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額（基本賃金が時間給制により支払われる場合における時間

給を含む。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当相当賃金として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日賃金が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間が1週間につき38時間45分未満の有期雇用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」及び「100分の135」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第27条の規定により、あらかじめ有期雇用職員就業規則第24条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条の2に規定する1時間当たりの基本賃金額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当相当賃金として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(有期雇用職員就業規則第26条及び第27条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条の2に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当相当賃金として支給する。

5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当相当賃金の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条の2に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 前各項の規定により算出された時間外勤務手当相当賃金の額に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額を時間外勤務手当相当賃金の額とする。

(休日勤務手当相当賃金)

第5条の2 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条の2に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日勤務手当相当賃金として支給する。

2 前条第7項の規定は、前項の休日勤務手当相当賃金の算出について準用する。

(勤務1時間当たりの基本賃金額の算出)

第5条の3 前3条に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区分		勤務1時間当たりの基本賃金額
第4条の2の規定により減額する勤務1時間当たりの基本賃金額	月給制	基本賃金の月額×12／(1週間当たりの勤務時間×52)
	日給制	基本賃金の日額／1日当たりの勤務時間
前2条に規定する時間外勤務手当相当賃金及び休日勤務手当相当賃金の算出の基礎となる勤務1時間当たりの基本賃金額	月給制	基本賃金の月額×12／(1週間当たりの勤務時間×52—1日当たりの平均勤務時間×19)
	日給制	基本賃金の日額／1日当たりの勤務時間

(通勤手当相当賃金)

第6条 通勤手当相当賃金は、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成19年規程第2号。以下「職員給与規程」という。）第14条から第17条までの規定を準用し支給する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、有期雇用職員の通勤日数、雇用期間等を考慮して特に必要があると認める場合には、別に定めるところにより通勤手当相当賃金を支給することができる。

(特別賃金)

第7条 職員給与規程第29条に規定する勤勉手当の支給日に在籍する有期雇用職員（勤勉手当の基準日以前の在職期間（以下「在職期間」という。）が2か月以下の者を除く。）には、特別賃金を支給する場合がある。

2 特別賃金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(賃金の支給方法)

第8条 賃金の計算期間は、一の月の1日から末日までとし、この期間の賃金の全額を次に掲げる日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日）のいずれかに支給する。

(1) 毎月21日 賃金の計算期間が当月1日から末日の場合

(2) 毎月10日 賃金の計算期間が前月1日から末日の場合

(3) 毎月15日 賃金の計算期間が前月1日から末日の場合

(4) 毎月20日 賃金の計算期間が前月1日から末日の場合

2 賃金の支給日については、個別の労働契約により定める。

3 特別賃金は、職員給与規程第29条に規定する勤勉手当の支給日に支給する。ただし、その日が勤務を要しない日に当たる場合はその直後の勤務を要する日に支給することができる。

(雑則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。